

神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例の施行について（通知）

気 水 第 193 号

平成31年 3 月22日

1 改正の背景及び趣旨

土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成29年法律第33号。以下「改正法」という。）が平成29年5月19日付けで公布され、段階的な施行を経て、平成31年4月1日に全面施行される予定である。

改正法では、汚染土壌を指定区域外へ搬出する場合、非常災害の応急措置等を除き、同法に規定する汚染土壌処理業者への委託を義務付けていたところ、土壤汚染対策法（以下「法」という。）に定める指定区域間における汚染土壌の使用（法第18条第1項第2号及び第3号）については、特例として委託を不要とすることとされた。

この改正法の施行に伴い、条例の適用を除外する規定を設けるほか、ディーゼル車規制に係る規定について、所要の改正を行うこととした。

2 改正の内容

神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）では、規則で定める例外措置を除き、汚染土壌を使用した埋立て等を禁止していることから、改正法によって法の下で可能となる汚染土壌を使用した埋立て等を、条例における禁止の対象から除外するとともに、条例施行規則で定める例外措置のうち、法で管理される汚染土壌による埋立て等は、条例本則で例外措置として規定する見直しを図った。

このほか、ディーゼル車規制に係る規定で引用している法令等（粒子状物質の測定方法の定義等）の改正に対応するため、規定を整理した。

3 施行日

平成31年4月1日。ただし、別表第2から別表第4までの改正規定は、公布の日とする。